平成２９年（フ）第７３号
熊本県玉名市築地226番地１　ロイヤルハイツ203号
債務者　渕瀬さと美（旧姓金森）
１　決定年月日時　平成30年２月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２１３３号
名古屋市中川区元中野町３丁目95番地の１　ネクステージＩＴＯ　301号
債務者　野田　政裕
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５１号
名古屋市名東区上菅１丁目910番地　イト菊ハイツ102号
債務者　石川　賀恵
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５５号
名古屋市北区桐畑町100番地　市営如意荘１棟308号
債務者　石川昭子こと　鄭　　昭子
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１８３号
愛知県海部郡蟹江町城３丁目158番地　ラ・メゾンタナカ102号
債務者　塚本　英二
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６１号
名古屋市中区栄５丁目26番５号　サンク栄みなみ503号
債務者　末吉　一成
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２号
名古屋市中川区野田２丁目411番地　Ｖｉｌｌａ　ＢＡＧＵＳ　１Ｂ
債務者　関　とみよ
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１７２号
札幌市北区北29条西６丁目４番16号　ヴィページブル101号
債務者　松田　誠一
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７３号
札幌市北区北29条西６丁目４番16号　ヴィページブル101号
債務者　松田　千波
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３３２号
札幌市東区北41条東２丁目１番25―102号
債務者　小野　　薫
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２号
札幌市中央区南13条西９丁目１番41―301号、申立時の住所札幌市中央区南11条西６丁目２番28号　恵みキリスト教会札幌３階
債務者　三角　美喜
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８号
札幌市清田区清田８条１丁目９番13号
債務者　仲田　逸子
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目３番29号　コーポよしみ２号
債務者　佐々木和美
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４号
札幌市東区北17条東17丁目３番12―501号
債務者　池田さつき（旧姓七尾）
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６号
札幌市中央区南12条西８丁目１番30―501号
債務者　太田　英介
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０号
札幌市東区北26条東15丁目１番40号　ロイヤルハイツ26―７階
債務者　渡辺好太郎
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５号
群馬県安中市高別当100番地　並木団地53―１棟１―101号
債務者　萩原　重弘
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部